

「公立保育所のあり方」策定後の対応実績と今後の方向性・課題について

	公立保育所の役割			役割の具体例	役割に関する対応実績（検討状況や実施状況）	役割に関する今後の方向性・課題など
1	地域における子育て支援の役割	①	地域の子育て家庭を支援する役割	- 子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場の提供 - 子育て親子の交流の機会を提供するなど、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援	- 公立保育所を利用する保護者については、こどもの送迎時等に相談を受けることが多くある。また、保育園を利用していない保護者についても、保育園見学の際や、一時預かり保育の利用時などに相談を受けることがあり、保育園を利用していない保護者にとっての良い相談の場となっているように思われる。 - 令和7年度より、本市において子ども誰でも通園制度を実施している。公立保育所では、脇田新町保育園と名細保育園で受入れを行っており、保育園を利用していない保護者への支援の1つとなっている。	- 地域の基幹となる公立保育所の役割として、子育て世帯の身近な相談の場となるよう、保育士等の負担を考慮しつつ、整備を行っていく必要がある。 - 子ども誰でも通園制度については、まだ制度が開始して間もないことから、ニーズを注視しつつ、受け皿の整備を行う必要がある。
		②	地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割	- 次世代育成支援として、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ - 世代間交流として、高齢者との交流 - 子育てに関する相談への対応、民間保育施設への支援や、地域での課題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て支援センター、児童発達支援センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民などの関係機関等との連携	「社会体験学習」や「ふれあい学習」として、毎年、公立保育所において、市内の小中学生の受入れを行うとともに、園児が近隣の老人ホームを訪問し、高齢者と手遊びや歌の披露をする等、世代間交流を図っている。 - 子育て支援に関わる団体等との連携について、以下のとおり実施している。 ① 児童発達支援センター利用児童について、対象児童の居住地近くの公立保育所において、月に1回の交流保育を実施している。 ② 公立保育園長、公立保育所利用保護者が、幼児教育振興審議会委員（事務局：教育指導課）に選任されており、幼保小連絡懇談会の取り組みが行われている。	- 公立保育所としての役割を踏まえ、次世代育成支援を目的として実施する「小中学生の体験学習や実習生の受入れ」、及び、世代間交流を目的として実施する「高齢者との交流」について、引き続き、推進していく必要がある。 - 地域の基幹となる公立保育所として、地域での課題解決のため、引き続き、子育て支援に関わる様々な機関や団体等との連携が必要である。
2	保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割	①	保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割	公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、公立保育所の高い水準の保育を、若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保に努める	公立保育園の保育士で構成され、参加者同士の情報交換等により、各園の保育を見直すとともに、各園での保育内容の向上を目的とした「年齢別研究会」を、毎年、開催している。	コロナ禍の前は、民間保育所の保育士も年齢別研究会に参加していたという経緯があるものの、コロナ禍を経て、現在、民間保育所からの参加はない。コロナ禍からは時間も経過している中で、川越市内の保育施設の保育の質を高めるため、民間保育所からも参加していただけるよう、調整して参りたい。
		②	民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割	- 公立保育所と民間保育所における交流や情報交換等の連携を図り、公立保育所における蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験を互いに共有することで、地域全体の保育の質の向上に取り組む - 民間保育所との共同研修等により保育士の育成などに努めるなど、保育の質の向上を図る	- コロナ禍の前は、公立保育所と民間保育所の交流はあったものの、コロナ禍を経て、現在、交流はほとんど行われていない。 - 川越市内の保育の質を高めるため、市内の公立・私立保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設の保育士を対象とした「保育施設職員研修会」について、コロナ禍を経て、より参加しやすいようオンライン形式に切り替え、毎年、実施している。	- 川越市内の保育の質を高めるため、公立保育所と民間保育所の交流・連携を行えるよう、調整を図って参りたい。 - オンライン研修については、今後、研修の効果を把握すべく、研修参加者へのフォローアップを行うとともに、参加者に対し研修に関するアンケートを実施することで、より良い研修内容となるよう努めて参りたい。
3	セーフティーネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保	①	セーフティネットとして保育の受け皿となる役割	災害時の保育運営マニュアル策定（災害発生時や民間保育所の撤退など、不測の事態の発生の際、公立保育所が保育の受け皿として対応するため、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図る必要がある。）	市内の保育施設の利用者の安全を最優先とし、令和6年に「自然災害発生時における川越市内認可保育施設臨時休園等ガイドライン」を策定し、市内の保育施設における災害発生時の対応に関する統一化を図った。	災害発生時などの不測の事態に際し、公立保育所が保育の受け皿としての役割を果たせるよう、引き続き、庁内での検討を進めて参りたい。
		②	配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育所での受け入れを支援する役割	- 関係機関との連携しながら、障害、児童虐待、DVなど、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保し、積極的に受け入れる - 障害のある児童の受け入れにあたっては、統合保育の趣旨に鑑み、適切な受け入れ体制を確保するとともに、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る	- 配慮を必要とする児童の受入れにあたり、関係機関と連携・協力しながら受入れを行っている。 - 統合保育の趣旨に鑑み、障害のある児童の受入れを積極的に行っている。	- 配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、保育士の負担が大きくなることから、人員確保等、保育士の負担を考慮しつつ、引き続き、取り組んで参りたい。 - 配慮を必要とする児童の受入れにあたってのノウハウが必要な民間保育所に対し、公立保育所で蓄積されたノウハウを共有する等、配慮が必要な児童の受け皿の間口が広がるように努めて参りたい。